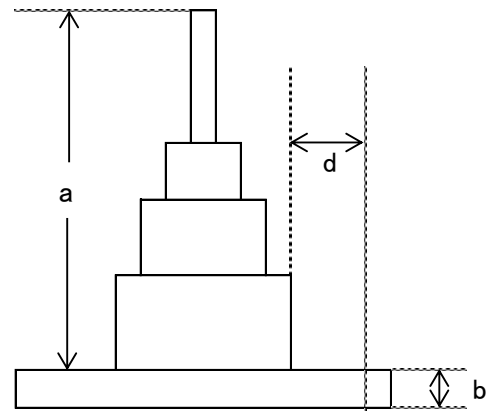


平和霊園施設基準

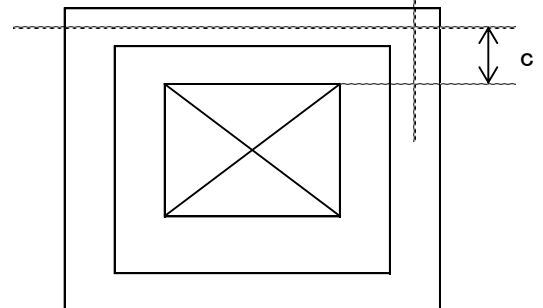
1. 墓碑等の設置基準(多治見市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条)

区分	墓碑等の高さ(a)	盛土等の高さ(b)	背後境界線の間隔(c)	隣接境界線の間隔(d)	相互間隔	使用面積
特等地区	cm以下 180	cm以下 50	cm以上 100	cm以上 100	cm以上 30	m ² 30
A-1	180	30	60	60	30	15
A-2	180	30	45	45	30	9
B	155	15	45	45	—	6.25
B-2	155	15	45	45	—	5
C	145	15	30	30	—	4
D	145	15	30	30	—	4

(1) 墓碑またはこれに類するもの及び盛土等の各高さの基点は、えい地区画のブロック天場からとする。



(2) 背後境界線及び隣接境界線の間隔とは、えい地区画ブロックの中心と墓碑等の最下段の台石の間隔をいう。



- 墓碑の建設は原則として1区画1基に限るものとする。ただし、特等地区及びA地区については、この限りでない。
- えい地内には上屋類、塀を設けてはならない。
- 植樹は落葉樹を除くものとし、かつ墓碑等の高さを超えてはならない。
- 使用者は、墓碑等の建設にあたっては地面をよく地固めし、墓碑等が傾倒、沈下しないよう15cm以上、ハツリ石または栗石等を入れたり、捨コンクリートを打つなど、適切な処置を講ずること。
- 使用者は常に各自の区画内を清掃し、墓碑その他の工作物が倒壊または破損したときは、速やかに修理しなければならない。